

(報道発表資料)

令和7年1月20日
京都市総合企画局
〔担当：市長公室広報担当〕
TEL: 075-222-3094

「京都市市民憲章推進協議会」の市民委員募集

「京都市市民憲章」は、昭和31年、京都のまちを美しく豊かにするために、全国初の市民憲章として、市民の皆様の手により制定後、60年を超えて受け継がれてきました。

この度、同憲章を推進するための「推進テーマ」及び「実践目標」等を審議する「京都市市民憲章推進協議会」に市民委員として参加いただける方を募集します。

- 1 募集人数 2名
- 2 任期 委嘱の日から2年間（委嘱開始予定日：令和7年4月1日）
- 3 応募資格
 - (1) 京都市内にお住まいの方（市内に住民登録をしている方）
 - (2) 年齢18歳以上の方
 - (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
 - (4) 平日の日中に開催される会議に出席できる方
 - (5) 日本語が理解できる方（国籍は問いません）
 - (6) 任期中、本市の他の2つ以上の附属機関等に公募委員として在籍していない方
- 4 応募期間 令和7年1月27日（月）～2月26日（水）＜必着＞
- 5 応募方法 応募期間内に、応募用紙に必要事項を記入のうえ、メールで御応募ください。（応募書類は返却しませんので、御了承ください。）
応募用紙は、以下のホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html>

募集案内は、市役所案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所の地域力推進室（まちづくり推進担当）等で1月27日（月）から配布します。
- 6 選考 応募用紙をもとに書類選考します。（必要に応じて、面接を行う場合があります。）また、選考結果は3月上旬までに応募者全員にメールで通知します。

7 その他 会議に出席いただいた場合は、委員報酬をお支払いします。

【応募先】

メール koho-hodo@city.kyoto.lg.jp

【問合せ先】

京都市総合企画局市長公室広報担当

TEL 075-222-3094

【ホームページ】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html>

<参 考>

◆ 京都市市民憲章について

京 都 市 市 民 憲 章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたかくむかえましよう。

(昭和31年5月3日制定)

◆ 令和6年度の推進テーマ及び実践目標

○ 推進テーマ

「世代や地域を超えて交じり合い、みんなの力で新しい京都を切り拓^{ひら}こう」

○ 実践目標

- * 自然やまちの美観を守り、緑豊かな美しいまちにしましよう。
- * 地球の未来を守るため、環境にやさしい身近な取組から実践しましよう。
- * 人のつながりを大切にし、誰もがいきいきと暮らせる持続可能なまちをきずきましよう。
- * 世界に誇る京都の文化や伝統を大切に守り伝えましよう。
- * 旅行者との心の触れ合いを大切にし、京都ならではの「おもてなし」を実践しましよう。